

【特集】

どこから入っても つながる母子の福祉

● 明治学院大学名誉教授

● 元明治学院大学学長

● 社会福祉法人真生会理事長

山崎美貴子^{*1}

松原康雄^{*2}

青木紀久代^{*3}



コロナ渦中の夏の日。真生会とご縁の深い山崎美貴子先生と松原康雄先生のお二人が、お越しくださいました。それぞれの母子生活支援施設との出会いから、未来への課題まで、じっくりと語り尽くされた対談をまとめました。

真生会創立者宮寄晋は、母子生活支援施設を児童福祉法に位置づけた施設へ転換していくことが必要と考え、その実現に尽力しました。本誌の前身となる「母子研究」は、その営みの一つとして生まれたものでした。

施設の位置づけが変わったことはもとより、利用者の抱える現代的課題も多種多様なものに変化しています。施設が担う支援も、あらゆる可能性を常に探っていく必要があると、両氏は指摘します。

母子の日常的な困りごとにアンテナを張り、支援の手立てを考える。大規模な調査はもとより、まずは一つ一つの事例をしっかりと検討することが一番大切だと述べられています。

これはまさに、お二人の母子生活支援施設への並々ならぬ愛情に触れるところであり、本誌の今後目指すべき在り方を明るく照らしてくださるものでもありました。 (青木紀久代)

*1 元明治学院大学名誉教授 (写真中央) *2 元明治学院大学学長 (写真右)

*3 社会福祉法人真正会理事長/白百合心理・社会福祉研究所所長 (写真左)



山崎美貴子（やまざき・みきこ）

明治学院大学名誉教授，神奈川県立保健福祉大学顧問・名誉教授。2001～2010年「広がれボランティアの輪」連絡会議顧問，2011年東日本大震災支援全国ネットワーク代表世話人，2012年一般社団法人全国保育士養成協議会会長，認定NPO法人神奈川県子ども未来ファンド常任理事。

主な著書：『ソーシャルワーカーの成長を支えるグループスーパービジョン』（2018，中央法規），『社会福祉援助活動のパラダイム』（2003，相川書房），『社会福祉援助活動における方法と主体』（1998，相川書房），『社会福祉援助活動』（1998，岩崎学術出版）ほか。

母子福祉との出会い

青木 本日はお忙しいところ研究所の新しい紀要の発刊に際し、「真生会」に大変ご縁の深いお二人の先生にご参集いただきありがとうございます。まずは両方先生の母子福祉とのかかわりのあたりからお話をいただければと思います。

松原 私は明治学院の大学院を出て，そのまま大学の教職員になりまして，社会学部社会福祉学科に勤務する後輩として山崎先生とのお付き合いが始まりました。年代的には，1985年に「家族，家庭機能の変化に対応するための母子寮に関する研究」，これは多分，「母子寮」を「母子生活支援施設」に置き換えても，今でも古くないテーマだと思うのですが，その調査研究をしたときに初めて山崎先生と一緒に仕事

をさせていただきました。

それまでいろいろな調査がありましたけれども，母親に直接聞く調査がなかった。これをぜひやりたいということで，まさに利用者の主体性を重んじる調査を初めてやったと思うんですが，それを多分僕も主張した覚えがあるんですけど，山崎先生の発想も同じだったと思います。**山崎** そうでしたね。お母さんに直接調査に参加していただくということでしたが，それについて現場はあまり良しとしていなかったみたいでしたね。

松原 そうですね。施設の方の反対が結構ありました。

山崎 ふつうにお母さんと子どもに直接声をかけさせてもらうのがいいんじゃないかと。私は，何がしたいのかということにこだわって仕事をしてきたので，多分，皆さんが不快に感じるようなことをやってしまったのかもしれませんが，でも，後悔はしていません。

松原 そういう調査は無理だっていうふうに現場の方から言われた記憶があって、「いや，できますよ」と言って，院生や学生たちに協力してもらって。

山崎 そうそう，そうです。院生や学生さんには，本当によく調査に参加してもらいましたね。

松原 その時にその学生たちを通じて学んだのは，同じ母子寮でも全然雰囲気が違うということ。学生が帰ってきてひと言目が，「先生，明るい施設と暗い施設がある」。私は玄関の照明の話かと思ったら，彼らはポツと行っただけで，その施設の雰囲気がわかるんだと言っていて。その建物だけじゃない，人の関わり，そういう仕事が大切だなということも学生たちから学ばせていただいていたいて，これなんかは山崎先生がいつも実践を大切にされるということにつながるのかなと思うのですが。

山崎 明るい施設，暗い施設っていう話が出ま

したけど、本当にそうかもしれません。恩師である阿部志郎先生という先生がおられるんですが。その阿部先生のエピソードが私の一つの大きなきっかけになったのですが、阿部先生が横須賀基督教社会館の館長をされていた当時、施設の電気が暗かったんですね。暗いには理由があったんですけど、先生は暗いのはいけないと仰って、全部蛍光灯に変えたんです。実際、横須賀基督教社会館は古い建物ですから、本当に暗かったんですね。それでその時に、明るくしましよって言って、建物を全部明るくしちゃったんです。

その時に私は、現場の暗さには意味があること、明るくしないほうが良かったというのを学んだんです。どういうことかといいますと、施設の階段の隅とか、廊下の端っこのほうに子どもたちがよく溜まっているんです。もしそこが明るかったら、子どもたちが溜まらなくなっちゃうんです。小さな階段とかそういう片隅に溜まるために社会館に来てたんですね。そして、そこでいろいろ子どもたちが子どもたちの世界を作っていたんですけども、阿部先生はそのことに気づかれないで、全部明るくしてしまっただけで、その後悔を阿部先生も仰っていました。施設の暗さとか明るさって意味があるなっていうことを、失敗を含めてですけども感じたことがありました。

照明の明るさだけではありません。今、私の仕事場に一橋大の大学院の学生さん、ドクターがいるんですけど、そのドクター論文のテーマが匂いなんです。施設に行くとき施設の匂いがしますよね。それから明るさとか匂いとか、入った時の風とか、そういうのは施設を見る時にすごく大事なヒントじゃないかなと教えていただいた記憶があって。

だから、私、匂いとか光とかってすごく気になるんです。そういうものは施設の雰囲気や醸

しだしますよね。

松原 それが人の実践にも影響を及ぼすし、大きな影響を持ちますよね。

山崎 本当です。

母子生活支援利用者の転換期

松原 そういう溜まる場所っていうのは子どもだけじゃなくて、お母さんと職員にも必要なのかもしれない。

ちょうどこの調査をやった頃、入所者の質的な転換っていうのが言われていて。このことへの対応って、山崎先生が中心的に関わられたと思います。日々、入所者の課題とかができていて。この当時の報告書を見ると、DV被害は約3割だと書いてあるんですけど、今5割を超えている。

山崎 5割は超えていますね。

松原 ずいぶん変わってきたなと思ったんですが、そういう支援をどういふふうに親子に提供していくかっていうところが、山崎先生が一番力を入れられたところだと思うんですけど。

山崎 そうですね。松原先生もそうですけど、本当に母子生活支援施設は、私のライフワーク。どんどんポストが変わったり、どんなに状況が変わっても、母子生活支援施設から離れることはなかったですね。

今、仰ったように、大都市東京における社会変貌とその当時の母子寮ですけど、質的転換というテーマで長年研究をさせていただいて、何冊かの報告書を出したことがあるんです。東京の大変貌というのは、大都市の人口が変わっていくことと、流入人口がすごく増えて、川崎とか横浜も同じですよ。共働きと言いますが、地方からの流入人口が大都市にたくさん増えてきて、団地とか集合住宅がどんどんできていくっていうのが、昭和30年代の終わりから40年代ですよ。

そして、たくさんの就労構造の変化も起こりますよね。今までと違って、家庭版就労と言いますけども、そういう就労形態の方々がたくさん出てきて、離婚も増えてきて、家族の多様化も始まっていく中で、今、先生が仰ったようにDV被害とか家庭内暴力とか、困窮の格差とか、就労形態の変化とかってというのが、母子生活支援施設がその影響をもろにくらってしまうといえますか。そういう戦後のいわゆる軍事扶助法によって、非常に膨らんだ母子生活支援施設なんですけど、その後も母子生活支援施設の利用者っていうのは、そういう死別が中心から、今度は生別が変わっていきまして。

松原 ちょうどこの時期が生別、死別が逆転するころですよ。

山崎 はい、大逆転なんですね。それで質的变化の中で多様な課題を抱える家族の方々に起こってしまうっていうことが始まって。どうやってもこの質的变化に対応する母子生活支援施設を考えていかなければならないっていうのは急務の課題で。その頃に宮寄先生ご夫妻が、その研究をやるべきだっていうことをすごく強く主張されました。

そして、天城先生¹と仰ったかな。文部大臣か何かをされていた方で、その方が宮寄先生の大学時代の友人だったのかな。ちょっとご縁があって、それで研究を立ち上げるべきだみたいなことを仰ってらっしゃったのを記憶しています。

その頃、宮寄先生は母子生活支援施設のリーダーといえますか。福田垂穂先生と宮寄先生はつながりがあって、国会での証言とか、そういうことをされて、母子生活支援施設を児童福祉法に位置付ける施設へと転換するのは、多分、このお二人なんです。福田先生と宮寄先生の二人ともが、もし、このまま母子福祉政策として



松原康雄（まつばら・やすお）

明治学院大学名誉教授。元明治学院大学学長。よこはまチャイルドライン副代表理事、厚生労働省社会保障審議会児童部会委員、東京都児童福祉審議会委員長など。研究分野：社会福祉学（ソーシャルワーク、児童福祉）。

主な著書：『相談援助』（2015、中央法規）、『子どもの権利擁護と里親家庭・施設づくり』（2013、明石書店）、『少子化社会の児童福祉』（2007、放送大学）、『児童福祉論』（2007、ミネルヴァ書房）など。

いくとすると、生活保護法に基づく母子生活支援施設、例えば、大田区にある飯島先生のところはそっちの方面から入ってきた施設ですよ、たしか。

そういう意味で児童福祉法に基づく施設として位置付けるということをしたのは、宮寄先生と福田先生だと思えます。それでその時に、国会でなんかそれがスルッと通ったんです、うまい具合に言ったら変ですけど。それが今の生活支援施設の土台になったと思えます。

宮寄先生は本当に母子生活支援施設に生命をかけられたっていいですかね。それを児童福祉法に位置付けたっていうのは、この母子生活支援施設の方を決める時の、非常に重要な要の役割をされたんじゃないかな。それは質的变化に対応する、重要な制度政策上の位置付けになったのかなって。

松原 母子福祉法が成立した時（1964年）に、

1 天城 勲文部事務次官（昭和44年～昭和46年）



あえてそちらに移らないで、児童福祉法に基づく選択をしたんですね。

山崎 そう、移らなかつたんです。それが一番重要なことだったんです。だから、母子福祉政策に基づくんですけども、児童福祉施設なんです。だから、政策的に言えば、児童福祉法と母子福祉政策の両方が絡んでますね。

松原 そうですね。あくまでも児童福祉施設として子どもの育ちを保障するために、お母さんの支援をするということが、その当時も確認をされてたんです。ただ、現実的になると、現場のスーパービジョンで出てきたように、今度はお母さんの生活課題がだんだん見えてくるようになるようになって、質的転換以降の話でしたね。

山崎 仰るとおりなんですね。

松原 当時議論になったのは、部屋に電話を引くか、引かないか。

山崎 引く人と引かない人が出てくるのは不公平だと、そういう議論でしたっけね。

松原 それと、家庭にとってあまり利益をもたらさない。むしろ害悪をもたらすようなところと連絡をとっちゃうんじゃないかというような懸念があって。

山崎 それも大きかったですね。

松原 それで認められなかったものが、携帯電話の普及によってガラッと様子が変わっちゃっ

て、部屋に電話を引くか引かないかの話しても意味がなくなっちゃう。ただ今、緊急保護をした場合には携帯を預かっちゃうことがあるみたいですね。時代が変わって、今、新たな壁ができてるのかなと思うんですけど。

あとは、僕が先ほどお話しした調査で思い出すのは、全国的に何かあると入寮者の部屋に職員が立ち入ったっていうようなことが結構あって、これも緊急対応が必要だとかいう理由だったんですけども、個人のプライバシーを尊重して、それこそ地震・災害・火事でもなければ、許可を得ない限り入らないっていう、そういうのが定着するのに少し時間がかかりましたね。

この『母子研究』につながるところで言いますと、ちょうど山崎先生、この全国母子生活支援施設協議会（全母協）50周年の記念の対談で発言されているんですが、『母子研究』は、もともと副田先生が関わっていらして。

山崎 そうですね。

松原 「副田レポート」²の話をこの対談の中でもされていて、ちょっとその辺の話をご説明いただけますか。

「副田レポート」と母子生活支援施設

山崎 母子生活支援施設の連盟がありまして、そこに当時は都立大の教授でいらした副田先生に、母子生活支援施設の在り方についての検討をお願いされたんです。その時に、AB論って言うんですけど、A型の母子寮、B型の母子寮っていうふうに、その当時の母子寮を種類別に分けていくっていうのがありました。

私が母子生活支援施設の大会に出席したのは、

2 副田義也（1976）「母子世帯の質的变化に対応した新しい母子福祉施策に関する研究—母子寮の現状と今後の課題—」（社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子寮協議会（1995）『平成7年度全国母子寮協議会基本文献資料集』収録）

その時が初めてなんです。本当にびっくりしちゃったのは、その全国大会がけんか状態だったんですね。なぜけんか状態かという、AB論賛成派とAB論反対派というのがありまして、それでAB論賛成派というのは、その頃、屋根対策という言葉がよく使われたんですけど、部屋のない人、住むところがない人のために母子生活支援施設を提供するというだけでもいいのではないかと考える人たちもいたのです。

それに対して、質的变化が起こってきている状況では、多様な生活文化のありようだとか、子育ての仕方、DVもありましたし、母子生活支援施設にお入りにならない子どもさんが乳児院とか児童養護施設におられて、その中の5人いたら一人だけ連れて入所というようなこともあったりして。

それから障害のあるお母さんたちもおられて、経済的な問題だけではなくて、多様な問題を抱えておられるのでAとBに分けたほうがいい。屋根だけの人でもいい、そうじゃない人もいいということを主張された人たちに対して、そうすると母子生活支援施設は質的な変化を問うグループと、いわゆるアパートのような状態になるグループと両方ありまして、ここでも宮崎先生が、いろいろなお考えを發揮されたんです。

それで結局、何をしたかという、Aという人もいるし、Bという人もあるので、全国の皆さまのご意見を聞いて、それをまとめて、その母子生活支援施設のありようについては、その議論を待ちましようという全国調査をされたんですね。

AB論反対の人たちは、Aの施設はお金が少なくなるんです。Bのほうにお金の厚みが多くっていうことになって、母子生活支援施設そのものが、変な言い方ですけども、格差が出てしまう。Aでもいいよっていう人がたくさん出るかもしれない。お金がこっちは付くから

Bでもいいよっていう人が多くなるかもしれないって、そういうある意味では、母子生活支援施設の全体の構造的に変化を起こしてしまうということに対して、多様性を認める母子生活支援施設であるべきという議論（＝AB論反対）が結局勝ったんですね。

勝ったというのは、Aの施設が少数になるか多数になるかわからないけど、その人たちと、Bのほうとの間の格差ができてしまう。そうすると母子生活支援施設全体の、全母協のかじ取りをしていらした宮崎先生もおられましたけど、母子生活支援施設はひとつであるべきだという考え方に、結果的には従いまして、そして、AB論はそこで受け止められないって結論はなりました。

でも、この話は実はずっとくすぶってまして、AB論は何度か議論の中には出てきてるんですけど、今のところはそれを表面に出して議論しようという状況ではなくなっています。

何度かローズブランとか、いくつかの改定を出したんですが、『私たちのめざす母子生活支援施設』をお読みになったことがあると思うんですけども、平成27年度(2015)に研究会でそれを承認されて、今はこの新しい『私たちのめざす母子生活支援施設(ビジョン)』を私たちは一般的にビジョンって言っているんです。そのビジョンが定着して、そしてそのビジョンに従って、母子生活支援施設のありようを検討するということになりました。

それに併せて『母子生活支援施設運営指針』というのが作られまして、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知という形で全国に通達され、この方針に従って、今は運営するっていうことですね。

松原 たしかにいろいろ拡充という、制度的に定着しなかったですけど、一時期、サテライト方式という話もありましたね。

山崎 それは今も残っていますね。

松原 ただ、やってるところ、少ないんじゃないかな。

山崎 多くはないです。ただ、予算はちゃんと、ずっと続いていますね。

松原 僕は、副田レポートのちょっと後から母子生活支援施設に関わるようになったんだけど、どこかの施設に入ったからいい支援が受けられる、他の施設に入ったらそんないい支援が受けられないっていうのは平等に反するんじゃないのということで、僕はサービス水準の平準化という仕事をさせていただいて、そのレポートも出しているんですが、どこの施設に入っても、これだけのものはミニマム受けられますよと。それに自分たちの施設でこういうことを加えられるんだという。

山崎 そうです、その流れに乗ったんですね。

利用者の多様なニーズ

山崎 ですが、それだけではやっぱりまだ全てのお母さんのニーズには応えきれない。困り感はそのそれぞれ多様でいろいろなタイプのお母さんたちもおられるわけです。そのお母さんたちを支援していくためには大きな、20世帯とか40世帯とか今、10世帯が結構出てきてますけど、そういう施設だけでなく、ステップハウスって



私たちは言ってるんですけど、少数、1世帯とか2世帯とかってというような形で作っていくっていう手法もあるのかなって思っています。まだたくさんはないですけども。これは平準化って仰ったように、サービスは同じなんですよね。そこにサービスがなくなるのではなくて、住む場所を、居所だけを変えるんだけど、サービスは同じように受けられるっていうふうな作りなんです。

これから先、集団にはなじみにくいお母さんたちっていらっしゃるから。例えば発達障害系のお母さんが3組いて一つの施設にお入りになるとお母さんたちも職員の方も疲れちゃう。そして職員の方が結局辞めてしまわれるっていうことになって。そうすると職員が悪いことにされちゃうんですね。

この神奈川県でもそうやっていろいろな経験をされた母子生活支援施設がいくつかありますね。ですから、発達障害についての勉強を職員研修のような形でやっていただいて、職員が学び、発達障害についての理解をお母さんにも学んでいただいている。そうするとそれぞれ個性があって、それぞれの特徴があるということを理解することによってお母さんも疲れなくなり、職員の方も楽になって、今まで辞め続けた職員も辞めることがなくなっていきます。そういう研修は、私がやったんじゃないかって、たまたま私が所属した大学の心理の先生で発達障害専門の先生がおられて、その先生に研究費をつけて、そして母子生活支援施設の中に入ってもらって、その研修をされたんです。私は、その報告を読ませていただいたんですけど、子どもたちなり、職員なりに適切な知識と方法と理解が届いて。それから、お母さんのほうも研修をしていただいて、自分自身を理解することによって、本当に施設がまるで違う施設にガラッと変わって、両者が安定していくことに

なっていくんです。

発達障害って理解されないと、まわりを巻き込んで大変なことになってしまうし、自分自身も苦しみますよね。そんな時にそういう集団にはなじみにくいということをするっていうような作りは、私はこれからも合っているのかなと思います。

今回のコロナ禍のせいで、児童養護施設は学校も閉鎖になっちゃったし、施設もお昼を出さなきゃいけないし、学校にも帰れない、給食もなくなるっていう状態が起こった時に、発達障害の子どもさんはどこの施設にも結構いらっしゃるので、結果的にどうしたかっていうと、児童相談所がそこに介入する余裕がなかったの、ほとんどの児童養護施設は警察を呼びました。警察に介入してもらってたんですね。

お巡りさんといっても、今は昔と違って刑事課のお巡りさんじゃなくて、生活改善課のお巡りさんたちが一緒に関わってくださって、子どもたちと一緒に支えてくださる。お巡りさんが一杯いるようになったので、かなりあちこちの児童養護施設はその手法を使うんですけど、それぐらい子どもたちの個性を理解するような手法をもっともっと取り入れたらいいなと思います。

母子生活支援施設の再編

松原 母子生活支援施設の設置数が一番多かった時で660幾つぐらい。今、220幾つで減ってきています。減少した要因っていうのはどういうふうにお考えですか。ニーズに合致しなくなったのか、それともサービス側が構造転換をとげてしまったのか。何か、先生はご指摘されることはありますか。

山崎 今、母子生活支援施設の最大の問題なんですね。

松原 入所者数も減ってますね。

山崎 はい。何が起こったかっていうと、まず暫定定員って言うんですけど、暫定になってしまったんですね。3分の1ぐらいしか入所者の方がいらっしゃらないっていう施設も出てきたり。すると結局、閉鎖になってしまいますよね。そういう意味では暫定問題って言ってるんですが、暫定問題の他の場所と東京がちょっと違うのは、横浜の場合でしたら、例えば京都の母子生活支援施設に緊急で入れていかなきゃいけない時、横浜から京都に移すことをよくやってらっしゃいますし、できますよね。つまり緊急一時ホームは広域避難。

松原 広域利用ですね。

山崎 そう、広域にしてお母さんたちを逃がして助けることができるんですけど、東京の場合には、事情は別にあるんですが、それができなくなりました。何度も議論はしてきてるんです。広域移動の在り方検討委員会って何度もやってるんですけど。各区の中で生活保護だと国が全部お金を出します。ですが、母子生活支援施設の場合には国が半分出して、地方自治体が出してっていうふうな、国と広域自治体と地方自治体、この三者が母子生活支援施設の費用を持つことになっているんですね。そうすると母子生活支援施設に入れると、広域自治体と地方自治体の両方がお金を払わなきゃいけません。

ですが、住宅補助を付けて生活保護にしまうと、そっちのほうで全部国の費用になるので、基礎的自治体のほうで母子生活支援施設の費用が作れない、あるいは作らない。もうその費用を取ってしまうという自治体も出てきて、入り口のところの問題が出てきてしまっている。それも経済的な問題が背景としてはあります。それを克服しないと。

児童福祉は権利ですよ。その施設なのに結果的にそういうことが起こっている。これも今、

具体的に調査をしていますけれども、母子生活支援施設の存在をお母さんたち、利用者さんが知らない。単にお母さんが知らないってということもあるんですけど、母子生活支援施設のない自治体もあります。そうすると窓口の人や生活保護の人が母子生活支援施設の存在を知らないことになる。

大阪などではそのためのキャンペーンが張られてまして、生活保護の窓口、そこにいらっしゃる母子自立支援さんの窓口にキャンペーンをかけて、たくさんパンフレット、母子生活支援施設の機能ですね。保育所がありますよとか、補助保育とか補完保育がありますよ、学習支援もいたしますよ、時には給食をやりますよということも含めて、母子生活支援施設の就労支援から、生活全般をカバーできる。お母さんと子どもが分離しないでできる。本当に母子生活支援施設の大切な機能をビデオにしたり、いろいろなパンフレットにしたりして、母子生活支援施設を知らしめるっていうことを、かなり強い意志を持っておやりになっておられます。

コロナ禍がもたらした変化

そういうことで今、ちょっと私が注目しているのは、このコロナ禍になってご飯が食べられない。つまり、就労が駄目になってしまった。それから就労の時間を切られちゃった。賃金を減らされてしまった。例えばホテルのベッドメイキングとか、飲食店で働いていたお母さんたちは仕事を失ってしまっています。働く時間や賃金をカットされています。

そのために母子生活支援施設の利用者のお母さんたちは、悲鳴を上げるほど厳しい状況に入ったんですね。それでこれを何とかしようということで、今、母子生活支援施設で一番すごいのは九州ですけど、九州は全ての母子生活支援施設が子ども食堂を開設し始めました。

私たちが応援して、これをロジ・ハブシステムって言うてるんですが、食べるものをいろいろなところから、食事の企業さん、食べ物の機能を持つてる企業さんに入ってもらって、それからいわゆるフードロスのところですね。今、スーパーがかなり入ってます。それから食品関係が入ってきて、その他レストランなど、いろいろなところが集中的に食べ物を出し始めたんです。このコロナ禍で。自分のお店で売れないですからね。それに伴って、今度はロジスティック、つまり食べ物が集まるところに冷蔵庫とか冷凍庫とか、それを運んでいくものとかを作らないとできないので、私たちはかなり大量にそれをやり始めているんです。

もう一つは、東京で今、玉川大学の新保先生が「チャーハンの会」というのをやられて、ずっとそこに行かれてたんですが、本来はご飯を作るのが先じゃなくて、子どもたちに無料で勉強を教えるっていうのを新宿の母子生活支援施設でやってたんです。でも、みんなご飯を食べてこないの、チャーハンしか俺はできないぞ、それでもいいかと言って、来るたびにチャーハンしかないから「チャーハンの会」になっちゃったんです。

そういうふうなことをやり始めた母子生活支援施設も結構あって。大阪もすごかったです。それに早く手を付けられて。大阪の廣瀬先生のところを中心になって、施設の中ではなくて、公民館を借り上げちゃって、子どもたちに給食を出し始めたらば、子どもたちも手伝うようになって、今、子どもたちもずいぶん入っています。廣瀬先生のところは、私たちのところに、東京までわざわざ来てくださって、その勉強会に参加されて。そして今、大阪でいくつか始めています。特に西成のところは24時間型でやってくれるようになってますね。

そういう全国に拠点ができ始めて、その拠点

に母子生活支援施設がなり始めてるんです。そして食事を出すとか、それだけじゃなくて、シングルマザーズフォーラムっていう組織があるんですけど、ご飯がないっていうことを、ご飯って言わない、「飯ない」っていうメールがずっと来て、その声に応じて四国のほうから何万トンかのお米が出るぞってなって、するとそれを運ぶ流通会社が入って。それに「必要ですか」って、全国のひとり親さんに連絡を入れたらば、現在2,800世帯ぐらいが受け取っているらしいんです。定期的にお米を送っているみたいなんです。そうやって今、食料が母子世帯のところに届いているみたいですね。

これからの母子生活支援施設は、見守りをしている母子の方だけではなくて、地域の母子福祉の、倉吉の大塩先生のところのようにすでに始まっているところもあるようですが、ひとり親家庭支援センターみたいなものを敷設していただければ。そしてリーチアウトですね。「母子生活支援施設のことを知りません」「集団生活はなじみません。でも、子どものことでは困っています。どうしていいかわかりません」「経済的にも家賃を払うのが大変です。でも、母子生活支援施設は困ります」というふうな方々のところにリーチアウトの方式をとる。

そういうふうにご飯っていうのは、みんなに非常に重要なので、それをリーチアウトにベタニヤは扱われ始めたんです。というのは、たくさんの食料が入ってきますね。それを地域の母子家庭、ひとり親さんのところに届けるんです。車があるからマスクをして、手を洗ってもらって、直接会わないんですけど、玄関まで届けるっていうのをやり始めてくださってというように変わって、ロジスティックとハブになって、ひとり親さんのところを応援していこうという仕組みが今、全国いろいろなところで始まっています。



それに手を挙げてくださったのは、全国の母子生活支援施設なんですね。だから、定員割ったらそこにとどまるっていうんじゃなくて、定員が割れてきたらば、地域の中で同じような苦しみを持ってらっしゃるご家族を支援しないと意味がないということ。リーチアウト方式で、つまり入所している世帯だけが母子生活支援の仕事ではありませんと。

そして、新しく国の出したこれにも、アフターフォロー、アフターケアは仕事ですというふうに。

松原 措置費用も付きましたね。

リーチアウト：積極的介入支援のために

山崎 はい。リーチアウトする人を、児童養護施設は付けているんです、自立を支援するための。その人たちのアフターケアをやるということをやっています。それはもう義務になったんです、人が付きましたし。

私も今度、コロナ禍で一番困ってるのは誰だろうっていうことを、うちのスタッフとみんなで考えて。その中で私も、もしかしたらひとり親のお母さんたちとか、児童養護施設を退所した子どもたちとかっていう人たちはどうなのかって言って、私が職員にぐちぐち言ったら、それを企業さんが聞きつけてくれて、かなりまとまったお金をくださったので、全国調査をさせていただきました。

退所した子どもたちがどうなってるか、誰とつながってるのか、つながってないのかという具体的な調査をしました。それに答えてくれた子どもたちが2,500人ほどいて。それと、もう一つは、自立援助ホームの子どもたちの支援が、それはもう施設ぐるみでやっていただいているので、何がほしいっていったら、子どもたちはお菓子がほしいって言うんですよ。こんなに食べられない状態でもお菓子なのかって。お菓子については私たちもずっとルートがなかったの、みんなに一斉に情報を出したらば、フランスの大使館だったかな。自分たちでお菓子を作って焼いて、ボランティア活動をやってるグループがあると言ってくださったので、そのグループにお願いするといろいろなことをやってくださって。今、リーチアウトのプログラムにかなり厚みが付いてきて、国もついてきてくれて、やっと人を付けてくれましたし、母子生活支援施設もやっと動き出せる体制にもなったかなって言うんですけど、ただ問題は、そうすると母子生活支援施設のアセスメントを全部変えなきゃいけないんです。

というのは、入所している子どもとお母さんを中心としたアセスメントで、入所をしている期間、つまりインケアに厚みが付かないとアフターケアにいかないんですよ。インケアの時に関係性がしっかりできて、しかも東京の場合はひどい、1年か2年で全部出しちゃうんですよ。そういう規則だから。問題は一杯あっても、紛糾してるのに出しちゃうんですよ。それをまずやめてくださいって厚生労働省にお願いして、厚生労働省に全国に期限切って、1年とか2年で出すなど通達を出してもらったんですけど、お金を払うのはそれぞれの自治体ですよ。なかなかそうはいいないんです。

インケアをしっかりとって、関係性を作って、つまり、アフターケアは児童養護の場合は10

年なんです。10年間は後の面倒を見ましょうっていうことになっているんですね。だから、10年間は記録をちゃんと残さなきゃいけない。だけど、母子生活のほうはそんな体制もないし、そんなアフターケアのところの厚みもない。

社会的孤立ってどうやって起こるかって、四つあるんですね。

一つは困った時に相談できる人がいるかどうか。もう一つは、困った時に飛んできて助けてくれる人がいるかどうか。三つ目は、ピーター・タウンゼントっていう人がやった調査を私たちが持ってきて勝手にやったんですが、日本の場合はお正月とかそういう時に電話をかけてきてくれる人がいるかどうか。あるいは電話をする人がいるかどうか。あるいは訪問してくれる人がいるかどうか。そういうことをやれないままに母子生活支援施設を出してしまう人がいますね。そして最後は、地域に親戚、家族がいるか。

そういうことを入所している間に、ボランティアでもいいですし、民生委員さんでもいいですし、非営利セクターでもいい。本当は営利セクターとか行政ではない、個人的なセクターが一番いいんですけど、そうならない方のために、そこを作っていくために、施設作りを本当は変えていかなきゃいけない。

アセスメントも、なかなかそこは難しいと思うんですけどね、入所の時からお母さんとの信頼関係を作ることに専念していただかないと、退所した後に困った時の実家とか、困った時の助けとかに、母子生活支援施設がなることができたならば、お母さんにとっては社会的な孤立状態にならないですみますよね。そこを作るのがこれからの課題だと思うのです。

第三の社会的養護の形態を探る

松原 ありがとうございます。課題からありようのお話ということだと思っていますが。私も

全くそのとおりだろうとっていて、付け加えるとしたら、まずは2001年に母子生活支援施設って入所方式が保育所方式に変わってしまっ³。保育所は先生も関わっていらっしやってご存じだと思いますけど、入所方式が変わった途端って言うてもいいぐらいに、利用者からのいろいろな苦情が増えてきました。

山崎 はい。

松原 だけど、母子生活支援施設ってほとんど変化していない。つまり利用してもらっている意識が、施設側にあまりなかったんじゃないか。苦情が出てこないっていうのを一つの悪い糧にしながら、改革が進んでこなかったという状況があるように思います。

それは対関係機関もそうで、歯がゆいのは児童虐待対応で社会的養護の関係施設に母子生活支援施設が入っているんです。国の委員会など僕が出ていた時期に、事務局に声かけないと母子生活支援施設の代表者は呼ばれないんです。どういう役割を果たすのか、アピールできていないんですけど、実際に親子分離になるのはごくわずかです。通告の件数、発見通告ケースで言うと1割ぐらい。あとは在宅でやっていて、在宅だと支援が拡散しちゃいます。

そういう意味で、僕は機会があればいつも言っているのは、親子で入所して、集約的な支援を受けられる母子生活支援施設は、第三の社会的養護の形態だ。親子分離、在宅支援、最後に親子支援というのがあるんだと言ってるんですけども、関係機関の方々が、なかなかそこも先生が仰るように、まず存在を知らない窓口の方がいるというレベルなんです。やはりもう少しリーチアウトも含めて、存在をアピールしていかなきゃいけないなと思っています。

横浜で一度作ったんですけど、その後、全国

的にも作っていらっしやると思うんですけど、母子生活支援施設のリストというんですかね。入寮の手引きみたいなのを作っていただいて。例えば、横浜であれば母子生活支援施設何々、こういうサービスがある、うちの売りはっていうのをぜひ付けてほしい。積極的に利用できるようなことをお母さんと子どもにアピールしてほしいっていうお願いをして、作っていただいて、今、ちょっと活用されてないかもしれませんが、これからそういうものが必要になると思うんです。

あと、そういうロジスティックの話を非常に新鮮に伺いました。私がいつも感じていたのは、やはり支援の多様化があっただろうとっていて、子どもだけの入所もあって、実際にもあるみたいですね。お母さんが病気で入院してる間とか、受験が終わるまでとか、親子でのショートステイっていうのがあってもいいと思ってるんです。

山崎 だから、乳児院はそれが一杯できてきたんです。だけど、母子にその弾力性が出てこないんです。

松原 緊急一時保護はあるんですけども、レスパイトのためのショートステイとか、それこそ行動観察のため、養育援助、養育技術を学ぶために、手技を学ぶための機能などはない。

山崎 そう、その弾力性。妊娠からのお母さんの支援が始まりましたよね。かなり横浜はできて、いろいろな施設でやってらっしゃいますね。だけど、職員の研修をしないと、妊娠したこともないし、結婚したこともないしっていう職員にとっては、大変な負担になっちゃうから研修をしっかりとって。それから助産師さんがしっかり入っていたらなど、いろいろ条件がありますよね。

松原 全国調査でも、妊娠中のお母さんを受け入れるところと受け入れないところと、半々ぐ

3 児童福祉法第23条参照。



らいですよ。

山崎 そうですね、半々までちょっと足りないぐらいですかね。望まない妊娠、いわゆる特定妊婦と言われている人たちの支援はすごく頑張って、母子生活やりだしてますよね。だけどこれ、職員もかなり手厚く付けないと、そのお母さんにかかりきりになっちゃいますもんね。

というのは、望まない妊娠のお母さんの背景って、複雑で非常に大変な状況がありますから、そこを受け取るということになった時には、相当みんなで研修をしっかりとやって、まわりの応援が入って、助産師さんとか産科の先生とかと連携をとらないとなかなか難しい問題がありますが、要するに施設が外とつながらないとできないプログラムですよ。

地域に開かれた母子生活支援を

松原 母子生活支援施設が地域の中で孤立していたらできないですよ。

山崎 できない、けどもっとも必要なんです。

青木 私は、宮崎先生が亡くなられてから母子生活支援施設に関わらせていただいたのですが、その件について残念ながら前提とすることが変わってきていると感じます。一つはDVの対策でシェルターの機能ということが増えたことによって、プライバシーの保護の観点から、地域に開かれてはいけないという観念が逆に強

くなったところがあるように思います。

山崎 それ間違った考えなんですよ。閉じなきゃいけない部分と開かなきゃいけない部分がありますよね。

青木 そうですよ。

松原 二つあるけれども、それは両立しようと。

青木 私もそのとおりだと思います。だから誰でもが来られる窓口を母子生活支援施設の中に設ける一方で、しっかり守るところは守るということ、両方ですよ。他の乳児院、生活支援施設もいろいろと地域援助の在り方にはばらつきがあるようです。

山崎 そうなんです。そこをどうやって乗り越えるかが、これからの施設の力量ですよ。これから先、本当に厳しいですね。

青木 先生が仰った、利用のサービスを周知すべきだという話で、パンフレットはどの施設にもあると思うのです。でも、入所前に、その意味をしっかりと説明してくれていないと、こちらに来られてから、初めてこういうサービスがありますと言うと、「結構です」ってたいいてい言われてしまいます。

入所者にしたら、家庭に干渉するように感じてしまわれるかもしれません。母子のかかえる多様なニーズを、あなたにはこれが必要で、この施設でしばらく暮らしてくださいというつながり方があればものすごくいいんですけど、サービスって言われると、利用者が商業的な意味ですごくお客さんみたいになって。例えば、お困りでしたら育児相談のサービスがありますよと言われても、ピンときません。

母子生活支援施設に期待されるものいろいろなことがあってそこに強みを出すって先生が仰った。そうなった時に、それを活用する最初のアセスメントは、行政にあるんですね。自治体にあるということですよ。

ただほとんどが緊急の入所で、情報がないま

まに来るのが現実なので、そこがすごく歯がゆい思いがあるんです。入所後に、中で虐待めいたことがあったり、お母さんが精神科に入院したりすることもあります。その間子どもだけはここで守ってあげて、お母さんが戻ったら受け入れてあげることができれば本当はベストだと思います。

山崎 本当に仰るとおり。お母さんが病院に入院してる間とかね、いろいろそういう対応が柔軟にできると。

もう一つは、もしできたらと思うんですけど、里親さんの支援っていいですか、ここはお母さんと子どもが入ってらっしゃるから、モデルは一杯おありだし、母子関係の作り方なんかモデルが一杯おありになるので、将来はそういう。

青木 フォスタリングをということですね。

山崎 フォスタリングケアをやるような機能もあつたらいいかなと思います。

青木 そうですね、たとえば、私どもの法人は、乳児院と密に連携しているので、まさにそれが。

山崎 一番できる。白百合ができるのはそこなんですよね。

青木 乳児院は看護師が多いんですよ。助産婦もいるので、協力できる。

山崎 一時、母子分離して乳児院に預かっていたいたりしながらお母さんが頑張れるっていいですか。そういうやり方もあると思いますね。そういう特徴が生かせるかなと思って。

青木 母子の支援というのは、結果的に母親がいることで、子どもが守られないから、という分離保護の支援モデルと、苦しいけれど家族と一緒に包みながらやっていこうという母子支援のモデルが、ちょうど交差するときがあるんです。

変化する母子関係を支える動的支援

山崎 そうなんです。私、赤ちゃんをたくさん

入れていらっしゃる施設にこのあいだ行ったんですけれども、お母さん自身がマザーリングの段階じゃないじゃないですか。マザーリングって本来あるものじゃなくて、学習しながら身に付けてらっしゃるし、ご自分が愛された経験がないし、虐待を受けてきたり、お母さんから拒絶されたりしてた経験があるお母さんたちにとって、赤ちゃんを抱っこするとか、赤ちゃんを愛するとか育てるとかっていうふうなモチベーションが生まれてないお母さんがたくさんおられて。

もう疲れたから嫌だ。赤ちゃんをポーンと職員に投げて、「私、ちょっと出てくる」とかって言って出ていっちゃうんですよね。職員は「何時ごろ帰ってくる」って聞くんですけど、「わかんない」と言っていなくなっちゃうんです。そういう赤ちゃんを職員が、「しばらくほっとしたいんだろね」とか、「ちょっと一杯飲みたくなっちゃってんのかな」と言いながら、抱っこしてらっしゃって。

だけどそういう若いお母さんにご飯と一緒に作る場所を作られていましてね。お母さん自身、離乳食って作ったことないし、ジュースはこうやって瓶から入れるもんだと思っているし、ご飯もつぶしてみたいな感覚がない。だから初めてカレーライス作ったとかという機会を作られたり、リングをすってみようよとかって。そうするとお母さんたちが若いお母さんたちの仲間になっていて、「自分で作ったらうめえ」とか言っているんですね。そういうクッキングの入り口みたいなことを提供してらっしゃいましたね。要するにお母さんとしてのエレメントっていいですか。

青木 そうですね。画一的な規則だけでいってしまうと、子どもを預けたまま、9時過ぎても帰ってこない。児相に電話かけて通告の流れに向かってしまう。例えば、母子生活支援施設で



そんなことが起きてしまいますよね。

山崎 それは今、結構どこでも起こっていますよね。

青木 管理っていう視点だけで母子生活支援施設の職員が動いてしまうと……。

山崎 そこにはお母さんたち来ませんよね。

青木 そうですね。ただ、支援は多様にした方がいいけれども、施設にも縛りがある。例えば、朝ごはんを食べられない子どもに、ご飯を作ってあげることは、基本はだめだよ、とか。実際は職員もやってあげたいと思っているのです。

山崎 ×(バツ)と言っているところもありますけど、実際はみんな作っています。作らないと、お母さん食べさせていないですから。

監査は命より大事ですかって話になっちゃってますね。あるいは職員を守るっていう意味もあるのかもしれない。お母さんは、どんどん要求を拡大されてしまいますからね。

松原 でも、母子生活支援施設って面白くて、二重措置がある意味、現実的に実現しているんですよね、常に。というのは、母子生活支援施設に入るの、利用と同時に措置も適用されることがあります。入所した子どもが保育園に通うんです。いわゆる児童養護施設の子どもが保育園に入れる二重措置と同じようなことを、母子生活支援施設はできます。

山崎 やっちゃっていますよね。

松原 やっちゃっているのです、例えばそういう朝ごはんもね、突破できないことはないと思う。

山崎 実際にやらざるを得ないんですよね。というのは、ご飯食べないで学校行っちゃいますからね。

松原 山崎先生が仰るように、それで他人ごとにして、施設側に全部丸投げにしないで、一緒にやろうよっていう関わりが一方でないよね。

山崎 そう、丸投げになっちゃうのですね。

松原 毎日のように預けて飲みに行っちゃうってことになっちゃう。そこはいろいろ実践上のいろいろな関わり方になりますよね。

山崎 それぐらいやっぱりお母さんたちの養育力っていうのは疲れちゃっていたり、心の都合があったり、いろいろなことがあって、持ってらっしゃる要素が重たいですもんね。

松原 ただ、入所したんだから絶対飲みに行っちゃ駄目とか、そういうことで関わっていると、それは、お母さんいたくなくなっちゃいます。

山崎 出ていっちゃいますね。

青木 今のままですと、どうしても生活保護のお金の管理、それが結局、支配の関係を生んで、お母さんが抑圧されて不満を持つようなことも残りやすくて。わざわざここに来て、それは良くないなとすごく思うので。

山崎 その問題はほんとに大きいですね。

アフターフォローの意義

青木 それと先生方が最初に仰った、みんなで住むのが苦手な人がいるので、プライバシーに侵入しないほうがいいという話がありましたね。

山崎 お母さんに。そうですね。

青木 それは確かにそうだと思うんですね。むしろここでギョツと関係を作っておいて、いったんは地域へ手放してもいい。外に出ていってアフターケアをしていく。でも、これってある意味でここから村ができ、町ができじゃないで

すけれど、わかり合えている人たちが程よい空間で近所に住んでいくような感じですよ。

山崎 そう。だから多分、それがこれからの狙いって言いますか、入所している時の関係はやっぱり一定の関係になっちゃいますけど、児童養護の場合には完全に10年間のアフターを念頭に入れてってしていますけれども、それは私、母子生活支援施設も似たようなところがあるんですけど、地域の応援団ができないと、施設だけがそれをやり続けるってことは本当に難しい。市町村は実際に変な事態なんです。

食べ物がない、ちょっと病気になった、失業している、自殺っていう人も結構ありましたね。それから車がパンクしちゃって、修理するお金がない。自転車をどこだかに落としちゃって、なくなって職場に行けなくなったとか、そういう物理的な事項もありますけど、お金が全然ないのに、結局、借りるか食べないでいるかなんですね。

結構、半数以上が水道、電気、ガスが止まっていますね。だから、退所した子どもたちがSOSを出せないままいると、本当に貧困層の塊ができてしまうと言いますかね。だから、そういう意味ではやっとアフターフォローをやる緒に就いたって言いますか。

母子生活支援施設ってお母さんと子どもですから、複雑な関係になりますけども、地域ができるだけ応援団でいるって言いますかね。入所期間は短いから、その後の自立までの射程距離を少し伸ばさなきゃいけない。

多機能化へ向けて

そうすると乳児院の場合は定員に対して職員の数も膨れることになります。30人の子ども、職員50人ぐらいっていうの、結構ありますもんね。

さらにアフターケアだけじゃなくて、それこ

そちょっとお休みしたいとか、子どもとちょっとガタガタになっちゃってうまくいかないから、母子入所したいとか。一緒にお母さんたちがご飯作る、食事会をやるとか。それから、ちょっと大変なお母さんの場合にはOT（作業療法士）とかST（言語聴覚士）とかPT（理学療法士）まで全部入っていますからね。そのお母さんのところにそういうサービスを送っていくとかやるとなると、もう乳児院じゃないですね。乳児院の機能を超えて、家族の再構築する場所変わっていますね。

そういう所があるのを知り、私もさすがにびっくりしました。いろいろな機能を付けて、この子どもとお母さんを守り抜きますっていう匂いがプンプンして。そんなに子どもを、例えば里子に出して戻ってきて、不調になってまたこっちに出してなんてやっていると、どうやってアタッチメント作るのかなと思って。ちょっと1日、赤ちゃんの部屋にいさせてもらえますかって言ったら、どうぞって言うので、1日乳児院の部屋の中に、ただ赤ちゃんと遊んだりしていたことがあるんですけど。

そうしたらやっぱり、職員はひたすら赤ちゃんに、スキンシップから始まって抱っこして片時も離さないっていう。担当者を決めて、短い期間でもいいからアタッチメントを作り上げていくことに専念してらっしゃることがよくわかって。ここまで来たのかと、ちょっとびっくりしました。

母子生活はそういうわけにやっていませんけど、多機能化していきななきゃいけないことと地域の資源とつながるっていうことは、入所している間にどうやったら関係性ができるのか、どうやったら信頼関係ができるのか。治療とか指導とかっていうのはちょっと置いて、まずとにかく関係性を作る。

つまり、傷ついているお母さんたちの癒やし

を担う。私が、最近やってる研修は、癒やしながら担うっていう研修なんですけど。癒やされないとお母さんたちも立ち上がれない。でも、お母さんは子どもと一緒に、今の日常になっていくってことをどういうふうにして連続して作るのかっていうところに来たらという気はいたしますね。特に虐待とかオフレクとか、心の病を持っていらっしゃるお母さんとか、子どもも発達障害とかっていうふうな中で、一人で戦っていったお母さん、虐待を受けて戦ってきたお母さん、経済的に非常に厳しいですから。

このあいだ伺ったお話では、お母さんは2日に一遍だけご飯食べるんですよ。残りのご飯を子どもに渡してるんですよ。2日に一遍ってなんのことを言ってるのかなと思ったら、自分は2日に一遍食べる。それで何とか生きています。

3カ月の赤ちゃんのおっぱいを出さなきゃいけないんだけど、自分は食べていないので水をたくさん飲んで、何とか赤ちゃんにおっぱいを出そうとしていたって話してらっしゃいましたが、ここまで来たんだなっていう気がいたしましたね。

これはシングルマザーズフォーラムでも有名なお話で、お母さんたちが「飯ない」って言ってるのがわかるような気がいたしました。厳しいですよ。

『子どもの福祉と心理』に向けて

青木 最後に『母子研究』から新たな出発となる『子どもの福祉と心理』発刊に向けて、先生方からひと言ずつ、お言葉をいただきたいと思っています。

松原 じゃあ、私から。メアリー・リッチモンドというソーシャルケースワークの教室の創始者がいましてね。その人が「理論と実践のらせん階段」という言葉を使っていたんですけど、この雑誌も、もちろん理論的な研究もそうです

けど、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設など、いろいろな施設の実践をまとめていく、それによって理論体系化できていくような、道筋が立てられる雑誌になればいいなと思っています。

青木 ありがとうございます。

山崎 私も『母子研究』が新しく『子どもの福祉と心理』として復刊されて、この領域の、特に母子、ひとり親のことなどを対象としながら、研究を皆さん方と実践の方が出会う場所。それで一緒に協働できるような場所っていうのができたらすごくいいなと思っています。

理想は高く、でも実践は地域に、そして現実には根差すっていう両方があったらいいなっていうのも思うんですね。松原先生がお入りになって、そういう道筋を一緒に作る。そしてそういう研究者の人たちが、実践とつながった研究をやるうちに、行政に対して政策提言とか、実践から提言できるような研究であったら、その研究が実践をまた生かすことにもなるかなって思っています。

松原 ぼちぼち母子生活支援施設は、第2世代の方が引退になる。今、いい機会かもしれません。

地域に根ざした事例研究を大切に

山崎 先生、事例研究会とかやってらっしゃいますか。事例研究って本当に大事なものです。それを現場の方と一緒にされて、そこからファクトファインドされるって言いますかね。現場の人に苦しみとか痛みとか悩みとかを、事例研とか行くと見えてきますよね。

それとやはり、これからは地域を味方につけるっていうんですけど、地域とつながることをして、その結果、地域を変えていくって言いますかね。だから、私の実践は今、社会福祉のテキストを大幅に変えちゃったんですけど、それ



今後ともご指導，ご助力賜りますよう，どうぞよろしくお願ひ申し上げます。本日は長時間，本当にありがとうございました。

はやっぱり地域につながる総合的，包括的な援助っていう。だから，地域支援と一緒にになったらいいなと思います。ここ，ボランティア入れてらっしゃいましたものね。今はこんなこと状態で駄目ですけど，ぜひどうぞよろしくお願ひします。

青木 冊子を作ることで，少しまとまった見解なり意見を上げていくものにするというか。現場の声は五月雨式にいろいろ入ってはくるんですけど，それがなかなか形にならない苦労があります。

まさに先生方から頂戴したご意見のとおり，事例や実践を大切にしながら，エビデンスを見失わない，というバランスですよ。

山崎 そう，それをされたらいいかもしれませんね。

青木 ありがとうございます。まさに私たちも目指したかったことです。『母子研究』の最後のほうは，心理学班と社会学班によって，隔年で独立のテーマで編纂されており，年度と年度のつながりが少し見えにくくなってしまっています。今後は若手の研究者の人たちも参加しやすいようにしつつ，研究所の活動成果をご報告できればと思っています。実践を真ん中に置きながら児童福祉全体を応援をしていくという紀要の方向性が先生方とのお話の中で明確になりました。